

1. 件名：事業者等における運転期間の変更に係る検討状況に関する面談
2. 日時：令和4年10月5日 15時00分～16時10分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者（※一部テレビ会議システムにて参加）

原子力規制庁

長官官房技術基盤グループ 技術基盤課 照井課長補佐

原子力規制部

原子力規制企画課 藤森企画調査官、佐藤係長

審査グループ 実用炉審査部門 澤田管理官補佐、塚部上席安全審査官

検査グループ 専門検査部門 滝吉管理官補佐、森田上席原子力専門検査官

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力設備グループ 担当

関西電力株式会社

原子力事業本部 原子力発電部門 発電グループ マネジャー 他5名

四国電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備保全グループ 担当

九州電力株式会社

原子力発電本部 リスク管理・解析グループ 課長 他4名

日本原子力発電株式会社

発電管理室 炉心・燃料サイクルグループ 主任 他3名

原子力エネルギー協議会（ATENA） 部長 他1名

#### 5. 要旨

○ATENA 及び事業者（以下「事業者等」という。）から、令和4年8月24日の面談を踏まえ、加圧水型原子炉（PWR）の運転期間の変更（13ヶ月から15ヶ月に延長）に係る検討状況について資料に基づき説明があった。

○また、事業者等から、さらに整理が必要な事項については引き続き検討・整理の上、改めて面談において提示する予定である旨、説明があった。

○原子力規制庁から、面談を受けることは否定しないものの、規制基準への適合性等、具体的な議論及び判断については、個別の申請に対する審査・検査等において確認した上で行うこととなる旨、伝達した。

○事業者等から、了解した旨回答があった。

#### 6. 資料：

- 柔軟な運転サイクルの導入に係る告示改正及び保安規定変更認可時期について

以上